

生駒市商工観光ビジョン懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における商工観光施策の基本的な方針を定める生駒市商工観光ビジョン（以下「商工観光ビジョン」という。）の改定及び進捗状況を検証するに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求めるため、生駒市商工観光ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 商工観光施策に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 基本的な方針に基づいた具体的施策に関すること。
- (3) その他商工観光ビジョンに関すること。
- (4) 商工観光ビジョンの進捗状況に関すること。
- (5) その他商工観光施策の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げるもののうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域経済団体
- (3) 観光関係団体
- (4) 金融機関
- (5) 事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 市長は、学識経験者の中から懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、商工観光ビジョンの進捗状況の検証が終了する時までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、商工観光ビジョンを総括する課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。